

新築住宅等に対する固定資産税の減額措置

(1) 減額の要件

以下の要件を満たす必要があります。

住宅と種類	(1) 令和4年3月31日までに新築されたもの (2) 居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること（併用住宅の場合）	
床面積	専用住宅	50㎡以上280㎡以下（一戸建て以外の貸家住宅は、40㎡以上280㎡以下）
	併用住宅	居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下

(2) 減額される範囲

120㎡以下の場合	固定資産税額の1/2を減額
120㎡を超え280㎡以下の場合	120㎡相当分の固定資産税の1/2を減額 (120㎡を超える部分は減額されません。)

(3) 減額される期間

一般の住宅（下記以外の住宅）	新築後3年間
3階建以上の準耐火構造及び耐火構造住宅	新築後5年間

(4) その他

- ・ 土地についての減額はありません。

(5) 申請方法

減額を受けようとする対象住宅の所有者の方は、新築した年の翌年の1月31日までに下記書類を添付の上、「新築住宅に係る固定資産税の減額申告書」を税務課（榛原庁舎3階）または相良窓口課（相良庁舎1階）まで提出してください。

なお、この申告書は税務課（または相良窓口課）に用意してあります。

問い合わせ先 牧之原市税務課資産税係 (0548-23-0035)